広島県告示第六百十一号

港湾大西港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の十一第一項の規定によって、 令和四年十一月一日から施 地方

て縦覧に供する。 その関係図面 は、 広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所にお

令和四年八月八日

大西港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崹 英 彦

地方港湾大西港放置等禁止区域 大西港向山地区

区域の範囲

だ線により囲まれた区域 基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結ん

点の位置(基点の表示角度は真北方向による。) 砂二八二五、東経一三二度五三分一九秒六六六○、標高一二○・七一メートル) 基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「向山」(北緯三四度一五分二

基点二 基点一から三一四度○七分一六秒の方向九○・四○メートルの点

基準点から二五〇度五九分三九秒の方向九一七・五九メートルの点

基点一

基点三 基点二から二八度五八分四七秒の方向七七・五二メートルの点 の点

基点四 基点三から七五度○四分三四秒の方向二一四・二五メートル

原下港地区

区域の範囲

だ線により囲まれた区域 基点一から基点二までの各点を順次結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結ん

点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

四秒二八二五、東経一三二度五三分一九秒六六六〇、標高一二〇・七一メートル) 基点二 基準点 基点一 基点一から一五三度○七分五○秒の方向三九七・一二メートルの点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「向山」(北緯三四度一五分二 基準点から一二四度一五分○五秒の方向三六三・二三メートルの点

地方港湾大西港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶 の係留の用に供する工作物